

所得税の還付申告は1月から!

税務署では、還付の申告を1月から受け付けています。例年2月中旬以降は混雑しますので、還付申告の方は早めの申告をおすすめします。

平塚税務署が開設する申告会場

▼場所
平塚駅ビル6階ラスカホール
※ラスカホールの会場開設中、平塚税務署には申告相談窓口は設置されません。

▼期間

1月26日(月)～3月25日(水)
土・日・祝日は除く。ただし、2月22日(日)・3月1日(日)のみ開場します。

▼時間

申告書作成のアドバイス
9時～17時
書類の配布・提出のみ
8時半～17時

▼申告・納付期限

所得税・贈与税
3月16日(月)まで
個人事業者の消費税
3月31日(火)まで

◎問い合わせ

確定申告について
平塚税務署 ☎(22)1400
町県民税について
町税務課 ☎内線254

町県民税からの住宅ローン控除は毎年申告が必要です!

国から地方への税源移譲に伴い、昨年度から適用した町県民税からの住宅ローン控除を今年度も引き続き適用します。

この控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要ですので、忘れずに申告してください。

▼対象者

平成11年～平成18年に入居し住宅ローン控除が所得税から引ききれない方

▼申告方法

・確定申告される方
「住宅借入金等特別税額控除

申告書」を確定申告書とともに税務署へ提出

・年末調整のみの方

「住宅借入金等特別税額控除申告書」に源泉徴収票を添付して町へ提出(※)

※町への提出は、郵送でも受け付けています。控えが必要な場合は返信用の封筒を同封して送付してください。

▼申告書配布場所

・役場税務課・国府支所・平塚税務署(確定申告される方用)
・町ホームページには、源泉徴収票や確定申告書の内容を入力すると申告書が自動計算されプリントアウトして提出できるシートを掲載しています。

▼申告期限

3月16日(月)まで

◎問い合わせ

税務課 ☎内線254

e-Taxをご利用ください!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には電子署名用の電子証明書とICカードリーダーライターをご用意の上、事前の登録手続きが必要となりますので、詳しくは税務署へお

問い合わせください。

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

◎問い合わせ

平塚税務署 ☎(22)1400

e-Taxのメリット

- ①ホームページからカンタン申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。
- ②最高5,000円の税額控除
平成20年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を添付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。
※平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた場合は受けられません。
- ③添付書類を提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります)
- ④還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。
※くわしくは、税務署へお問合せください。

